

令和5年度

京都市高齢者筋力トレーニング普及推進事業受託者募集要項



- 提出書類の提出期限
令和5年2月6日（月）午後5時まで
※ 応募書類は郵送または持参すること。
- 問合せ先及び提出先
京都市 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課（担当：長野）
〒604-8101
京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階
電 話： 075-222-3419
E-mail： kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp

1 趣旨

京都市では、「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」（平成30年3月策定）、「第8期京都市民長寿すこやかプラン」（令和3年3月策定）等に基づき、市民の健康づくり運動を推進しており、「京からはじめるいきいき筋力トレーニング」をはじめ、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防対策にも重点的に取り組むこととしている。

今回の募集は、北部、中部、南部、東部、西部において「高齢者筋力トレーニング普及推進事業」を実施していただく事業者を公募するものである。

なお、京都市健康増進センターを令和4年度末をもって廃止すること等から、今回、新たに南部エリア追加の変更がある。

2 業務の概要

別添1「令和5年度京都市高齢者筋力トレーニング普及推進事業仕様書」のとおり

3 応募資格

応募の資格者は、法人格を有する団体とし、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 京都市内において厚生労働大臣認定健康増進施設等をはじめとした運動施設（スポーツジム、体育館等）を運営している者（地方自治法第244条の2に規定する指定管理者を含む。営利・非営利を問わない）。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者（京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項に掲げる資格を有する者である場合は、当該プロポーザルにおいては競争入札参加有資格者とみなす。）

[参考] 京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(3) 5(1)に定める提出書類（以下「提出書類」という。）の提出日から選定結果の通知日までの期間について、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

(4) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による共同事業体（以下、「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、事業者側で定めた代表事業者及び分担事業者が、いずれも上記(1)～(3)の条件を満たしているものとする。また、当該業務委託契約の締結の日までにコンソーシアム運営に係る協定書の締結を予定していること。

4 受託候補者選定スケジュール

令和5年1月25日(水)	公募開始
31日(火)	質問受付締め切り
2月2日(木)	質問に対する回答
6日(月)	提出期限
8日(水)	プレゼンテーション
2月中旬頃	受託候補者の決定
3月	業務開始に向けた準備・調整
4月	契約締結・業務開始

※ スケジュールはやむを得ない事情により、変更することがある。

5 応募手続等

(1) 提出書類

ア 応募者共通

応募者は次の書類を提出すること（別添2「応募様式」参照）。

No.	様式	書類名
1	第1号様式	令和5年度京都市高齢者筋力トレーニング普及推進事業 受託者応募申込書
2	第2号様式	誓約書
3	第3号様式	暴力団排除措置に係る誓約書
3		印鑑証明書(申請日前3箇月以内発行のもの) (第1、2、3号様式関連資料)
4	第4号様式	応募者の概要
5		履歴事項全部証明書(申請日前3箇月以内発行のもの) (第4号様式関連資料)
6		会社案内等(既存のもので可) (")
7		組織図(会社案内等に記載があれば省略可) (")
8	第5号様式	応募者の事業実績
9	第6号様式	応募者の財務状況
10		決算書の写し(令和2年度、令和3年度)(第6号様式関連資料)
11	第7号様式	受託希望理由
12	第8号様式	実施場所の確保 ※ 南部エリアについては提出不要
13	第9号様式	職員の配置・人材育成に関する取組
14		就業規則(第9号様式関連資料)
15	第10号様式	令和5年度京都市高齢者筋力トレーニング普及推進事業計画書
16		見積書(様式任意) ※ 通所型筋トレ教室、出張型筋トレ教室を分けて、それぞれ仕様 書の予算上限額の範囲内で、1教室当たりの単価、実施回数の見 込み、その他の経費等を分かるように記載すること
17	第11号様式	質問票

イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合
アに掲げる書類に加えて、次の書類を提出してください。

No.	提出書類	補足事項
19	納税証明書 (国税等及び京都市税)	申請日前3箇月以内発行のもの
20	調査同意書 (水道料金・下水道使用料)	ホームページ(※)から様式をダウンロードし、必要事項を記載し提出

※ <http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/wto30/pdf/kyou05.pdf>

ウ その他

上記提出のほか、必要に応じて書類の提出を求められることがある。

(2) 提出部数 正本1セット 写し6セット 合計7セット

※ 応募書類は、原則A4サイズで作成し、各1部ずつを1セットとしてまとめ、フラットファイル等に綴じ込み、7セット分を提出すること。

(3) 提出期限 令和5年2月6日(月)午後5時まで

(4) 提出場所 〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階
京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課まで

(5) 提出方法 郵送又は直接持参のいずれか

6 質問と回答

(1) 受付期限 令和5年1月31日(火)午後5時まで

(2) 質問方法 別添2「応募様式」内の「(第11号様式)質問票」により、電子メールにて送信すること。また、電子メールの件名は、「高齢者筋トレ業務委託に関する質問」とすること。

※ 電話及び口頭による質問は受け付けない。

(3) 提出先 kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp

(健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課 宛)

(4) 回答 原則として令和5年2月2日(木)にまでに、プロポーザル参加者全員に対して電子メールで回答を送信する。

7 選定方法

(1) 審査

提出書類及びプレゼンテーションの結果を基に、本市が設置する選定委員会により審査を行い、最も高い評価を得たものを受託候補者として選定する。選定委員会は、以下の職員をもって構成する。

※ 応募多数(8社以上)の場合、プレゼンテーションを行う事業者を、事前に提出いただいた提出書類を基に選考する場合がある。

①健康長寿のまち・京都推進室保健担当部長

②健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課長

③健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課健康長寿推進担当課長

④健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課計画推進担当課長

⑤健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課担当係長

⑥健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課健康長寿推進第一係長

(2) プレゼンテーション

ア 日時・場所

令和5年2月8日(水)に実施することとし、時間・場所は改めて応募者に通知する。

イ 方法

- ・ 参加人数は3名以内とする。
- ・ 説明 20分以内、質疑応答 10分程度
- ・ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。
- ・ 説明に用いる資料は、事前に提出された応募書類のみとする。
- ・ 説明は本業務に直接携わる者が行うこと。

(3) 審査基準

別添3「受託候補者審査基準」のとおり

(4) 審査結果

選定結果は、令和5年2月20日(月)までに電子メールにより全応募者に通知する。また、本市ホームページにおいて受託候補者名及び評価点を公表する。ただし、評価点については、参加した全事業者について公表する。

(5) 提出書類の無効

次に掲げる場合に該当するときは、その者が提出した提出書類を無効とし、選定の対象外とする。

ア 「3 応募資格」に掲げる要件を満たさない場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合

ウ 見積書に記載された金額が、仕様書に定める予算上限額を超えた場合

エ 他の応募者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(6) 留意事項

ア プロポーザル参加に要する一切の費用(企画書作成費、交通費等)は、参加者負担とする。

イ 提出書類は返却しない。また、差替え及び再提出には応じない。

ウ 審査の経過等に関する問合せには一切応じない。

エ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

オ 書類提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション前日の午後5時までに担当者に連絡し承諾を得ること。

8 選定の取り消し

次に掲げる場合に該当するときは、受託候補者としての選定を取り消すことがある。

(1) 本業務を委託することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合

(2) 提出書類に記載された本業務の担当者が、本業務に従事できない場合

ただし、やむを得ない事情があるものとして、本市より認められた場合はこの限りではない。

(3) 本市の承認なく本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせる場合

(4) 受託候補者が契約の目的を達成することができないと本市が判断した場合

9 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この事業は無効とする。この場合において、本業務の令和5年度の準備行為等に既に費用が発生していても、その費用を本市に請求することはできない。